

# 令和7・8年度八幡浜市一般競争（指名競争）参加資格審査申請書提出要領（建設工事、測量・建設コンサルタント等）

令和7・8年度建設工事及び測量・建設コンサルタント等の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の受付を行います。

□受付期間 令和7年1月7日（火）～令和7年2月7日（金）

※ 土、日曜日及び祝日を除く。

※ 8：30～12：00、13：00～17：15

□受付場所 〒796-8501

愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号

八幡浜市総務企画部財政課 契約検査室契約係

TEL 0894-22-3111（内線 1471・1474）

□提出方法 原則郵送とします。（2／7までの消印有効）

（ただし、八幡浜市内に本店のある業者並びに八幡浜市内の支店、営業所等を委任先としている業者（以下「市内業者」という）は、持参してください。）

□提出部数 1部

□有効期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日

□注意事項 ○ 提出方法

市内業者：A4縦の紙ファイル（建設：緑色、コンサル：ピンク色）で綴じ、表紙及び背表紙に「令和7・8年度入札参加資格審査申請書」と「会社名」を明記し、提出してください。（市内の支店・営業所等を委任先としている場合も同様とします。）

市外業者：透明クリアファイルに入れて提出してください。

（紙ファイル等には綴じないでください。）

○ 郵送の場合は110円切手を貼付のうえ、宛名（申請者宛）を明記した長形3号封筒を同封してください。（審査終了後、受領書を返送します。）

## 1 提出書類(建設工事)

提出書類一覧表

★この順番で綴じてください。

○：必ず提出しなければならない書類

△：該当がある場合のみ提出する書類

	市内		市外		備考	
	法人	個人	法人	個人		
入札参加資格申請チェックシート	○	○	○	○		
建設工事一般競争(指名競争) 参加資格審査申請書	○	○	○	○	市内 (様式第1号～7号) 市外 (様式第1号～6号) ※別添記入要領参照	
港湾・海事に係る競争参加資格関係申請書及び添付書類	△	△			「港湾・海事」の審査を希望される方は提出	
浄化槽設備士免許状 (写し)	△	△			「公共浄化槽整備工事」の審査を希望される方は提出	
委任状	△		△			
営業所一覧	△		△			
使用印鑑届	○	○	○	○		
印鑑証明書 (原本)	○	○	○	○	申請書提出日前3ヶ月以内に発行されたもの	
建設業許可通知書 (写し)	○	○	○	○		
経営規模等評価結果通知書・ 総合評定値通知書(写し)	○	○	○	○	申請日前1年7ヶ月以内の決算日を審査基準日として受審した最新のもの	
誓約書	○	○	○	○		
会社又は法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)	○		○		申請書提出日前3ヶ月以内に発行されたもの(写し可)	
未納 ( 納 税 旨 の 証 明 書 )	市税等全税目	○	○	○	○	各市区町村発行 (申請書提出日前3ヶ月以内に発行されたもの)
	都道府県税全税目 (個人都道府県民税、地方消費税除く)	○	○	○	○	都道府県発行 (申請書提出日前3ヶ月以内に発行されたもの)
	法人税	○		○		税務署発行 (申請書提出日前3ヶ月以内に発行されたもの)
	所得税		○		○	
	消費税及び地方消費税	○	○	○	○	

(次ページへ続く)

## 提出書類一覧表(続き)

	市内		市外		備考
	法人	個人	法人	個人	
個人住民税（市・県民税）の特別徴収を実施していることを確認できる書類等	○	○	○	○	
身分証明書(原本)		○		○	市区町村で発行される証明書 (申請書提出日前3ヶ月以内に 発行されたもの)
建設業退職金共済事業の加入証明書(写し)	○	○	○	○	
事業所等所在地見取図・事業所等写真	○	○			
雇用関係証明書		△			記入要領36の欄参照

## 2 提出書類に関する注意事項

### 建設工事

#### (1) 未納がない旨の証明書（納税証明書）

##### （市内業者）

###### ○ 個人事業者の場合

- ① 申告所得税、消費税及び地方消費税〔税務署発行〕（写し可）
- ② 愛媛県が課税する全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く）〔南予地方局八幡浜支局税務室発行〕（写し可）
- ③ 八幡浜市が課税する全ての税（原本）

※1 ③については、代表者（個人）の分を提出してください。なお、証明書は申請日より3か月以内のものとしてください。

※2 様式については共通様式のものを使用すること。

###### ○ 法人の場合

- ① 法人税、消費税及び地方消費税〔税務署発行〕（写し可）
- ② 愛媛県が課税する全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く）〔南予地方局八幡浜支局税務室発行〕（写し可）
- ③ 八幡浜市が課税する全ての税（原本）

※1 ③については、法人（会社）、代表者（個人）及び市内に住所を有する監査役を含む役員全員（それぞれ個人）の分を提出してください。なお、証明書は申請日より3か月以内のものとしてください。

※2 様式については共通様式のものを使用すること。

④ 代表者（個人）の納税証明書（写し可）

代表者が市外に住所を有する場合は、その住所地の市区町村における未納がない証明書を提出して下さい。

**(市外業者)**

○ 個人事業者の場合

① 申告所得税、消費税及び地方消費税〔税務署発行〕（写し可）

② 都道府県が課税する全ての都道府県税（個人県民税及び地方消費税を除く）〔都道府県税務課等〕（写し可）

③ 市区町村が課税する全ての税（写し可）

※ ③については、代表者（個人）の分を提出してください。

○ 法人の場合

① 法人税、消費税及び地方消費税〔税務署発行〕（写し可）

② 本店の所在する都道府県が課税する全ての都道府県税（個人県民税及び地方消費税を除く）〔都道府県税務課等〕（写し可）

③ 本店の所在する市区町村が課税する全ての税（写し可）

**(2) 個人住民税（市・県民税）の特別徴収を実施していることを確認できる書類等**

① 八幡浜市に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在し、特別徴収を実施している事業者

令和6年度給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の写し等、実施を確認できる書類を提出してください。

② 八幡浜市に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在するが、特別徴収を実施していない事業者

税務課で特別徴収への切替え手続きを行い、手続きが完了していることを確認できる書類を添付してください。

③ 八幡浜市に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在しない事業者

個人住民税特別徴収実施誓約書（別紙様式）を提出してください。

**(3) 身分証明書（個人事業者のみ・原本）**

○ 市区町村が発行する次のことを証明する書類

- ① 禁治産者又は準禁治産者の宣告の通知を受けていない。
- ② 後見の登記の通知を受けていない。
- ③ 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。

(4) 事業所等所在地見取図（市内業者のみ）

- ① 住宅地図の写しを貼り付けてください。（インターネットの出力地図を使用する場合、所在地周辺の道路や目印等が確認できるものを貼り付けてください。）なお、複製については著作権が適用されますので、確認のうえ使用してください。
- ② 事業所等所在地にマーカーで印を付けてください。

(5) 事業所等写真（市内業者のみ）

- ① 申請書作成時に撮影したものを貼り付けてください。
- ② 事業所等所在地見取図（地図）で示した事業所の外部（看板を含む建物の全景）のカラー写真を貼り付けてください。
- ③ エクセル形式で入力する場合は、デジタルカメラ等の画像を貼り付けてもかまいませんが、カラー印刷で鮮明なものに限ります。

(測量・建設コンサルタント等については次のページ)

### 3 提出書類(コンサル)

提出書類一覧表

★この順番で綴じてください。

○：必ず提出しなければならない書類

△：該当がある場合のみ提出する書類

	市内		市外		備考	
	法人	個人	法人	個人		
入札参加資格申請チェックシート	○	○	○	○		
一般競争（指名競争）参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント)	○	○	○	○	※別添記入要領参照	
測量等実績調書（別紙様式）	○	○	○	○		
現況報告書又は登録証明書	○	○	○	○	注意事項参照	
委任状	△		△			
使用印鑑届	○	○	○	○		
印鑑証明書（原本）	○	○	○	○	申請書提出日前3ヶ月以内に発行されたもの	
誓約書	○	○	○	○		
会社又は法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)	○		○		申請書提出日前3ヶ月以内に発行されたもの(写し可)	
未納 （納税旨の 証明書）	市税等全税目	○	○	○	○	各市町村発行 (申請書提出日前3ヶ月以内に発行されたもの)
	都道府県税全税目 (個人都道府県民税、地方消費税除く)	○	○	○	○	都道府県発行 (申請書提出日前3ヶ月以内に発行されたもの)
	法人税	○		○		税務署発行 (申請書提出日前3ヶ月以内に発行されたもの)
	所得税		○		○	
	消費税及び地方消費税	○	○	○	○	
個人住民税（市・県民税）の特別徴収を実施していることを確認できる書類等	○	○	○	○		
身分証明書（原本）		○		○	市区町村で発行される証明書 (申請書提出日前3ヶ月以内に発行されたもの)	
事業所等所在地見取図・事業所等写真	○	○				

## 4 提出書類に関する注意事項

### 測量・建設コンサルタント等

- (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

※ 記入要領は国土交通省様式に準じてください。

[http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01\\_hy\\_003654.html](http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_003654.html)

- (2) 現況報告書又は登録証明書（写し）

① 建設コンサルタント、地質調査業者及び補償コンサルタントの場合・・・・・・・・・・・・・・・・現況報告書

② 測量業者、建築士事務所、不動産鑑定業者、土地家屋調査士、司法書士及び計量証明事業者等の場合・・・・・・・・登録証明書

※ ①②については、申請する業種の登録がある場合に限る。

- (3) 未納がない旨の証明書（納税証明書）

#### （市内業者）

##### ○ 個人事業者の場合

① 申告所得税、消費税及び地方消費税〔税務署発行〕（写し可）

② 愛媛県が課税する全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く）〔南予地方局八幡浜支局税務室発行〕（写し可）

③ 八幡浜市が課税する全ての税（原本）

※ 1 ③については、代表者（個人）の分を提出すること。なお、証明書は申請日より3か月以内のものとする。

※ 2 様式については共通様式のものを使用すること。

##### ○ 法人の場合

① 法人税、消費税及び地方消費税〔税務署発行〕（写し可）

② 愛媛県が課税する全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く）〔南予地方局八幡浜支局税務室発行〕（写し可）

③ 八幡浜市が課税する全ての税（原本）

※ ③については、会社、代表者（個人）及び市内に住所を有する監査役を含む役員全員（それぞれ個人）の分を提出すること。なお、証明書は申請日より3か月以内のものとする。

④ 代表者（個人）の納税証明書（写し可）

代表者が市外に住所を有する場合は、その住所地の市区町村における未納がない証明書を提出して下さい。

(市外業者)

○ 個人事業者の場合

- ① 申告所得税、消費税及び地方消費税〔税務署発行〕(写し可)
  - ② 都道府県が課税する全ての都道府県税(個人県民税及び地方消費税を除く)〔都道府県税務課〕(写し可)
  - ③ 市区町村が課税する全ての税(写し可)
- ※ ③については、代表者(個人)の分を提出すること。

○ 法人の場合

- ① 法人税、消費税及び地方消費税〔税務署発行〕(写し可)
- ② 本店の所在する都道府県が課税する全ての都道府県税(個人県民税及び地方消費税を除く)〔都道府県税務課等〕(写し可)
- ③ 本店の所在する市区町村が課税する全ての税(写し可)

(4) 個人住民税(市・県民税)の特別徴収を実施していることを確認できる書類等

- ① 八幡浜市に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在し、特別徴収を実施している事業者

令和6年度給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)の写し等、実施を確認できる書類を提出してください。

- ② 八幡浜市に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在するが、特別徴収を実施していない事業者

税務課で特別徴収への切替え手続きを行い、手続きが完了していることを確認できる書類を添付してください。

- ③ 八幡浜市に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在しない事業者

個人住民税特別徴収実施誓約書(別紙様式)を提出してください。

(5) 身分証明書(個人事業者のみ・原本)

○ 市区町村が発行する次のことを証明する書類

- ① 禁治産者又は準禁治産者の宣告の通知を受けていない。

- ② 後見の登記の通知を受けていない。
- ③ 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。

(6) 事業所等所在地見取図

① 住宅地図の写しを貼り付けてください。（インターネットの出力地図を使用する場合、所在地周辺の道路や目印等が確認できるものを貼り付けてください。）なお、複製については著作権が適用されますので、確認のうえ使用してください。

② 事業所等所在地にマーカーで印を付けてください。

(7) 事業所等写真

① 申請書作成時に撮影したものを貼り付けてください。

② 事業所等所在地見取図（地図）で示した事業所の外部（看板を含む建物の全景）及び内部のカラー写真を貼り付けてください。

③ エクセル形式で入力する場合は、デジタルカメラ等の画像を貼り付けてもかまいませんが、カラー印刷で鮮明なものに限ります。

## 5 令和7・8年度八幡浜市一般競争（指名競争）参加資格審査申請（建設工事）における社会保険等未加入対策について

国及び愛媛県においては、社会保険等に加入し法定福利費を適切に負担する事業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険等（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）の未加入対策を行っています。

八幡浜市においても、建設工事における社会保険等の未加入の事業者からの申請は、受付けを行わないこととしています。

(1) 開始時期

平成27・28年度以降の八幡浜市一般競争（指名競争）参加資格審査から適用しています。

(2) 対象

建設工事の一般競争（指名競争）参加資格審査申請の事業者を対象とします。

(3) 確認方法

申請に提出していただく、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書により確認を行います。

(4) 提出書類

- ① 「雇用保険」「健康保険」「厚生年金保険」が「有」、「除外」の事業者は、加入状況に関する提出書類は不用です。
- ② 「雇用保険」「健康保険」「厚生年金保険」が「無」（未加入）となつてはいるが、その後、当該社会保険等に加入又は適用除外となった事業者は、当該事実を証する書類を提出してください。

※当該事実を証する書類

(雇用保険)

- ・雇用保険料納入証明書（原本）
- ・労働保険概算・確定保険料申告書の控え及び保険料領収済通知書（写し）  
(健康保険、厚生年金保険)
- ・社会保険料納入証明書（原本）
- ・保険料納付領収証書（写し）

6 令和7・8年度八幡浜市一般競争（指名競争）参加資格審査申請における「個人住民税（市・県民税）の特別徴収」に関するお知らせ

八幡浜市の一般競争（指名競争）参加資格審査申請（建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、製造の請負・物品の買入れ・役務の提供その他の契約）に個人住民税（市・県民税）の特別徴収の実施が必要です。

※個人住民税の特別徴収とは、給与の支払者である事業者が、毎月の給与の支払いをする際に、市から送付された「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」に基づき、従業員の個人住民税を給与天引き（特別徴収）して、翌月の10日までにその月の合計税額を市に納入していただく制度です。

(1) 開始時期

平成27・28年度以降の八幡浜市一般競争（指名競争）参加資格審査

から適用しています。

## (2) 対象

八幡浜市に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在する事業者（法人、個人事業主）が対象になります。

ただし、八幡浜市に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在しない場合においても、今後八幡浜市に納税義務のある従業員を雇用した場合、特別徴収を実施するという誓約書を提出していただきます。

## (3) 提出書類

①八幡浜市に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在し、特別徴収を実施している事業者

令和6年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の写し等、実施を確認できる書類を提出してください。

また、電子納税を行っている業者は、個人住民税（市・県民税）特別徴収実施確認書を提出して下さい。

②八幡浜市に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在するが、特別徴収を実施していない事業者

税務課で特別徴収への切替え手続きを行い、手続きが完了していることを確認できる書類を添付してください。

③八幡浜市に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在しない事業者

個人住民税特別徴収実施誓約書（別紙様式）を提出してください。

※ 全事業者（市内業者・市外業者）提出が必要です。